弁護士の職務上の氏名の廃止

次のとおり、弁護士が職務上の氏名を廃止しましたので公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
第一東京	26545	北村　聡子	北村　聡子
〃	31037	鈴木　惠美	鈴木　惠美
仙　台	29580	小幡佳緒里	小幡佳緒里

平成24年９月１日　日本弁護士連合会

弁護士記章紛失公告

次のとおり弁護士記章の紛失届がありましたので公告します。なお、職務上の氏名を使用中の者については職務上の氏名を記載しています。

（記章番号）	（所属会）	（氏　名）
9601	東　京	犀川千代子
9607	〃	伊藤　芳生
11023	〃	石塚　久
11034	〃	安野　一三
11511	〃	田原　昭二
21083	〃	山田　洋史
34462	〃	真下美由起
28403	第一東京	中原　精一
40178	第二東京	横川　裕進
44941	横　浜	岩永　和大
29302	静 岡 県	今野　健
10467	大　阪	成瀬　壽一
11053	〃	小西　正人
19363	〃	小谷　寛子
21273	〃	田中　稔子
31489	〃	木原万樹子
16695	兵 庫 県	小貫精一郎
14024	愛 知 県	平野　純吉
37552	山 口 県	川崎　政之
7927	鳥 取 県	前田　修
40294	札　幌	早坂　悟郎

平成24年９月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第24条第２項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録をしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成24年８月16日	G814	シュク・ドウ	中華人民共和国	第一東京
平成24年８月21日	G815	ジョン・ハンター・マクスウェル	連合王国	第二東京

平成24年９月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録取消し

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第30条第１項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録の取消しをしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	事由	登録番号	氏名	原資格国	弁護士会
平成24年８月９日	請求	G499	エリック・ジェイ・ピーズナー	アメリカ合衆国ハワイ州	第二東京
平成24年８月９日	請求	G752	アリ・アブドッラー・エム・アルカハタニ	サウジアラビア王国	第二東京
平成24年８月21日	請求	G602	オードリー・リー・ソコロフ	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第一東京
平成24年８月31日	請求	G421	アダム・シングルトン・ブルース・モンクリフ	オーストラリアニューサウスウェルズ州	東　京
平成24年８月31日	請求	G664	マーク・エドウィン・ハイメンディンガー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	東　京
平成24年８月31日	請求	G708	エイモス・ウィリアム・ジェームズ・キャリントン	連合王国	第一東京
平成24年８月31日	請求	G734	リアム・ジェームズ・ベイカー	連合王国	第一東京

平成24年９月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士記章紛失公告

次のとおり外国法事務弁護士記章の紛失届がありましたので公告します。なお、職務上の氏名を使用中の者については職務上の氏名を記載しています。

（記章番号）	（所属会）	（氏　名）
G734	第一東京	リアム・ジェームズ・ベイカー

平成24年９月１日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　宮崎県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　名　織戸　良寛
　登録番号　24544
　事務所　宮崎県宮崎市旭１－８－15ＪＯＢビル
　宮崎市民共同法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成24年９月５日

平成24年９月14日　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成24年10月２日　愛知県教育委員会

1　本籍地、氏名、生年月日
　鹿児島県、平田　幸一、昭和55年８月20日
2　免許状の種類、番号、授与年月日
　⑴　中学校教諭１種免許状（数学）、平14中１第813号、平成15年３月20日
　⑵　高等学校教諭１種免許状（数学）、平14高１第1545号、平成15年３月20日
　⑶　高等学校教諭１種免許状（工業）、平14高１第1546号、平成15年３月20日
　⑷　小学校教諭２種免許状、平20小２第210号、平成21年３月31日
3　授与権者　愛知県教育委員会
4　失効年月日　平成24年９月７日
5　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成24年10月２日　和歌山県教育委員会

1　失効した免許状
　氏名　高出　　崇　本籍地　和歌山県
　免許状の種類、番号
　①　中学校教諭一種免許状（社会）
　　平16中１第221号
　　授与権者　山口県教育委員会
　　授与年月日　平成17年３月25日
　②　高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
　　平16高１第453号
　　授与権者　山口県教育委員会
　　授与年月日　平成17年３月25日
　③　高等学校教諭一種免許状（公民）
　　平16高１第452号
　　授与権者　山口県教育委員会
　　授与年月日　平成17年３月25日
2　失効年月日　平成24年８月24日
3　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、推定年齢20～30歳、身長約166㎝、中肉、灰色シャツ､黒色ジーンズ、現金5,197円在中の財布

上記の者は、平成24年６月７日午後６時19分和歌山県西牟婁郡白浜町2927番地の514パールシャト南西方約110メートル先岸壁で発見され、同日午後９時00分、和歌山県田辺市たきない町27番１号独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センターにおいて死亡確認された。身元不明のため白浜町斎場に於いて火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当町民生課福祉係まで申し出て下さい。

平成24年10月２日
和歌山県西牟婁郡　白浜町長　井澗　　誠